令和７年度

第２回遠軽地区地域公共交通活性化協議会議案

（書面決議）

会　議　次　第

議案第１号　遠軽地区地域公共交通計画の変更について
議案第２号　令和８事業年度地域公共交通計画認定申請の変更について

（資料１）遠軽地区地域公共交通計画の変更に係る新旧対照表

（資料２）地域公共交通計画別紙

（資料３）表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

【議案第１号】

遠軽地区地域公共交通計画の変更について

〇計画を変更する理由

令和６年４月に遠軽町、湧別町及び佐呂間町の３町で策定をした遠軽地区地域公共交通計画について、令和７年 10 月より遠軽町内のバス路線を再編するにあたり、計画内に記載されている文言等の整理を行うため、変更を行うもの。

〇変更箇所

新旧対照表（資料 1）のとおり

〇変更日

令和７年１０月１日（水）

【議案第２号】

令和８事業年度地域公共交通計画認定申請の変更について

〇地域公共交通計画認定申請の変更を行う理由

国の補助制度である地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するため、令和７年６月１９日付けで国へ提出した「地域公共交通計画認定申請書」のうち、遠軽町内バス路線の再編に伴い、路線名やキロ程の変更が生じたため、申請内容について変更を行うもの。

〇変更箇所

（１）地域公共交通計画別紙（資料２）赤字部のとおり

（２）表１（資料３）赤字部のとおり

〇提出日

本協議会で協議が整い次第、速やかに提出予定。

※提出後の軽微な修正については事務局に一任願いたい。

【参考】バス路線再編を実施する路線について

（１）清里線（運行事業者：北海道北見バス株式会社）
再編内容：プライムいくたはら～キララン清里間を廃止

（２）町内循環線（運行事業者：北海道北見バス株式会社）
再編内容：ルートの見直し

（３）瀬戸瀬温泉線（運行事業者：遠軽町）
再編内容：火・木・金の曜日運行へ変更

（４）社名淵線（運行事業者：遠軽町）
再編内容：月・水曜日の曜日運行へ変更

※各路線復路終点前にメトロプラザを経由（町内循環線は終点前）

遠軽地区地域公共交通計画の変更に係る新旧対照表

<table>
<tr><th>該当</th><th>新（修正後）</th><th>旧（修正前）</th></tr>
<tr><td>P3
P5
P6</td><td>１．はじめに
（略）
２．関係法令、上位計画及び関係計画と本計画の位置付け
（略）
２－１　関係法令
（略）
２－２　上位計画・関連計画
（１）（略）
（２）北海道が策定するもの
表2-1北海道各種計画における公共交通に関する施策（１／３）
<table>
<tr><th>計画名・年次</th><th>計画内容</th></tr>
<tr><td>○北海道総合計画
～平成28（2016）年度から
令和７（2025）年度</td><td>略</td></tr>
<tr><td>○第３期
北海道創生総合戦略
～令和７（2025）年度から
令和11（2029）年度</td><td>３ 安心して暮らせる豊かな地域をつくる
（３）主な施策
③地域を支える持続的な交通・物流ネットワークの構築
・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。
・全道14の地域で策定した広域的な地域公共交通計画に基づき、市町村や交通事業者などと連携しながら、最適化の実現や、利用促進、利便性向上、運転手確保などの取組を進める。
・北海道交通政策総合指針に基づき、地域の暮らしや産業経済を支える安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保に向け、MaaSの展開による交通の利便性向上や、幹線やラストワンマイルでの共同輸送など、地域関係者や交通・物流事業者など、多様な主体と一体となった取組を進める。</td></tr>
</table>
表2-2～表2-3（略）
図2-1（略）</td><td>１．はじめに
（略）
２．関係法令、上位計画及び関係計画と本計画の位置付け
（略）
２－１　関係法令
（略）
２－２　上位計画・関連計画
（１）（略）
（２）北海道が策定するもの
表2-1北海道各種計画における公共交通に関する施策（１／３）
<table>
<tr><th>計画名・年次</th><th>計画内容</th></tr>
<tr><td>○北海道総合計画
～平成28（2016）年度から
令和７（2025）年度</td><td>略</td></tr>
<tr><td>○第２期
北海道創生総合戦略
～令和２（2020）年度から
令和６（2024）年度</td><td>２ 人口減少下においても、幸せに暮らし続けることのできる社会
（３）主な施策
③地域を支える持続的な交通ネットワークの構築
・地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバス、離島航路・航空路などを維持・確保するため、国や市町村との役割分担のもと、必要な支援措置を講ずる。
・集落の維持・活性化に資するコミュニティバスなど地域の実情に応じた地域交通の確保のための取組を促進する。</td></tr>
</table>
表2-2～表2-3（略）
図2-1（略）</td></tr>
<tr><td>P10</td><td>（３）遠軽町が策定するもの
<table>
<tr><th>計画名・年次</th><th>計画内容</th></tr>
<tr><td>○第３次遠軽町総合計画
～令和７（2025）年度から
令和16（2034）年度</td><td>■森林と清流　未来に響く　豊かなまち
基本方針１　人と自然が調和したまちづくり
基本目標２　持続可能な基盤づくり
３．公共交通の利便性の向上
●公共交通ネットワークの維持及び存続とともに、利便性向上を図ります。</td></tr>
<tr><td>○第３期遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略
～令和７(2025)年度から
令和11(2029)年度</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（４）～（５）略</td><td>（３）遠軽町が策定するもの
<table>
<tr><th>計画名・年次</th><th>計画内容</th></tr>
<tr><td>○第２次遠軽町総合計画
～平成27（2015）年度から
令和６（2024）年度</td><td>■森林と清流　つくる・つながる　にぎわいのまち
基本目標２　快適な生活空間づくり
３．交通ネットワークの存続・維持
●安心して町民が町内で暮らせるために交通ネットワークの維持及び存続に取り組みます。
●圏域の要衝となる交通ネットワークの維持及び構築に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>○第２期遠軽町まち・ひと・しごと創生総合戦略
～令和２(2020)年度から
令和６(2024)年度</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（４）～（５）略</td></tr>
</table>

該当	新（修正後）	旧（修正前）

新（修正後）

P14 ３．遠軽地区３町の地域概況

３－１　地理的及び自然的特性の整理

（略）

P15 ３－２　社会状況

（略）

P26 ３－３　公共交通概況の整理

（１）公共交通網の状況

１）（略）

P28 ２）鉄道

表3-2　鉄道の運行状況

線区名	種別	列車名	運転区間		運行本数（平日）		最短所要時間
				うち域内の区間	上	下	
石北本線	特急	オホーツク	網走-札幌	生田原-白滝	2	2	5:22
	特快	大雪	旭川-網走	白滝-生田原	2	2	3:47
	快速	きたみ	網走-旭川	生田原-白滝	1	1	4:07
	普通		網走-遠軽	生田原-遠軽	2	2	2:05
	普通		遠軽-白滝	遠軽-白滝	1	1	0:37
	普通		北見-遠軽	生田原-遠軽	2	1	1:07
	普通		上川-遠軽	白滝- 遠軽	-	1	1:26
	普通		旭川-遠軽	白滝- 遠軽	1	-	2:27

図3-24（略）

図3-25（略）

表3-3（略）

P29 図3-26（略）

P30 ３）都市間高速バス

表3-4　都市間高速バスの運行状況

路線名	起点	主な経由地	終点	運行ダイヤ				最短所要時間
					運行本数（便）	始発	終発	
北見バス・道北バス特急北大雪号(運休中)	遠軽バスターミナル	比布大雪PA	旭川駅前	往	0	-	-	-
	旭川駅前	比布大雪PA	遠軽バスターミナル	復	0	-	-	-
北見バス・中央バス高速えんがる号	遠軽バスターミナル	比布大雪PA	札幌駅前	往	1	8:30	-	3:47
	札幌駅前	比布大雪PA	遠軽バスターミナル	復	1	17:05	-	3:48
中央バス・斜里バスイーグルライナー	札幌バスターミナル	斜里バスターミナル	ホテル知床	往	1	23:15	-	7:30
	ホテル知床	斜里バスターミナル	札幌バスターミナル	復	1	9:00	-	7:12

図3-26（略）

P31 ４）路線バス

本地域の路線バスは、北見バス及び北紋バス株式会社（以下、北紋バス）の２社により、地域をまたぐ広域的な路線バスや遠軽町内で完結する路線バスなどが運行しています。地域間幹線系統については、名寄線代替バス運営協議会により運行赤字を負担し維持しています。近年、利用者減少によって地域間幹線系統補助の要件クリアが難しくなっています。

また、本地域の地域をまたぐ路線バスの役割は、紋別方面と本地域を結ぶ広域的な交通ネットワークの役割があり、特に高校生の通学のための交通手段となっています。遠軽町内で完結する路線バスでは、生田原線（旧清里線）は、遠軽町内における郊外部と市街地を結ぶ交通ネットワークとしての役割があります。生田原線（旧清里線）の運行は、遠軽町の運行赤字の負担で維持しています。遠軽町内循環線は、遠軽市街地における施設間を結ぶ生活交通としての役割があります。遠軽町内循環線の運行は、北海道の補助と遠軽町の運行赤字の負担で維持しています。

旧（修正前）

３．遠軽地区３町の地域概況

３－１　地理的及び自然的特性の整理

（略）

３－２　社会状況

（略）

３－３　公共交通概況の整理

（１）公共交通網の状況

１）（略）

２）鉄道

表3-2　鉄道の運行状況

線区名	種別	列車名	運転区間		運行本数（平日）		最短所要時間
				うち域内の区間	上	下	
石北本線	特急	オホーツク	網走-札幌	生田原-白滝	2	2	5:19
	特急	大雪	旭川-網走	白滝-生田原	2	2	3:37
	特快	きたみ	北見-旭川	生田原-白滝	1	1	3:22
	普通		生田原-遠軽	生田原-遠軽	1	-	0:17
	普通		網走-遠軽	生田原-遠軽	2	3	2:33
	普通		遠軽-白滝	遠軽-白滝	2	2	0:40
	普通		北見-遠軽	生田原-遠軽	2	1	1:15
	普通		上川-遠軽	白滝- 遠軽	-	1	1:30

図3-24（略）

図3-25（略）

表3-3（略）

図3-26（略）

３）都市間高速バス

表3-4　都市間高速バスの運行状況

路線名	起点	主な経由地	終点	運行ダイヤ				最短所要時間
					運行本数（便）	始発	終発	
北見バス・道北バス特急北大雪号	遠軽バスターミナル	比布大雪PA	旭川駅前	往	2	13:30	-	2:21
	旭川駅前	比布大雪PA	遠軽バスターミナル	復	2	9:45	-	2:21
北見バス・中央バス高速えんがる号	遠軽バスターミナル	比布大雪PA	札幌駅前	往	2	8:30	-	3:47
	札幌駅前	比布大雪PA	遠軽バスターミナル	復	2	17:05	-	3:48
中央バス・斜里バスイーグルライナー	札幌バスターミナル	斜里バスターミナル	ホテル知床	往	1	23:15	-	7:30
	ホテル知床	斜里バスターミナル	札幌バスターミナル	復	1	9:00	-	7:22

図3-26（略）

４）路線バス

本地域の路線バスは、北見バス及び北紋バス株式会社（以下、北紋バス）の２社により、地域をまたぐ広域的な路線バスや遠軽町内で完結する路線バスなどが運行しています。地域間幹線系統については、名寄線代替バス運営協議会により運行赤字を負担し維持しています。近年、利用者減少によって地域間幹線系統補助の要件クリアが難しくなっています。

また、本地域の地域をまたぐ路線バスの役割は、紋別方面と本地域を結ぶ広域的な交通ネットワークの役割があり、特に高校生の通学のための交通手段となっています。遠軽町内で完結する路線バスでは、清里線は、遠軽町内における郊外部と市街地を結ぶ交通ネットワークとしての役割があります。清里線の運行は、遠軽町の運行赤字の負担で維持していますが、プライムいくたはら～キララン清里間は極めて利用者が少なくなっています。遠軽町内循環線は、遠軽市街地における施設間を結ぶ生活交通としての役割があります。遠軽町内循環線の運行は、北海道の補助と遠軽町の運行赤字の負担で維持しています。

該当	新（修正後）	旧（修正前）
P31	表3-5　路線バスの運行状況	表3-5　路線バスの運行状況

新（修正後）

運行事業者	路線名	起点	主な経由地	終点	運行ダイヤ 運行本数（便）		始発	終発	最短所要時間
北紋バス	湧紋線	中湧別文化センタートム	湧別4号線	紋別バスターミナル	往	8	7:25	19:55	0:45
		紋別バスターミナル	湧別4号線	中湧別文化センタートム	復	8	6:35	18:20	0:44
北見バス	生田原線（旧清里線）	遠軽バスターミナル	生田原	プライムいくたはら	往	3	10:45	17:10	0:32
		プライムいくたはら	生田原	遠軽バスターミナル	復	4	7:42	17:52	0:34
	遠軽町内循環線	遠軽バスターミナル	西町ルート	遠軽バスターミナル	循	5	8:00	17:00	0:25
		遠軽バスターミナル	北ルート	遠軽バスターミナル	循	11	7:30	17:35	0:25
		遠軽バスターミナル	東町・南町ルート	遠軽バスターミナル	循	11	8:05	18:10	0:42
	湧別線	遠軽バスターミナル	中湧別市街	湧別	往	18	6:25	20:00	0:38
		湧別	中湧別市街	遠軽バスターミナル	復	16	7:10	19:05	0:38

P32　図3-28～図3-29（略）

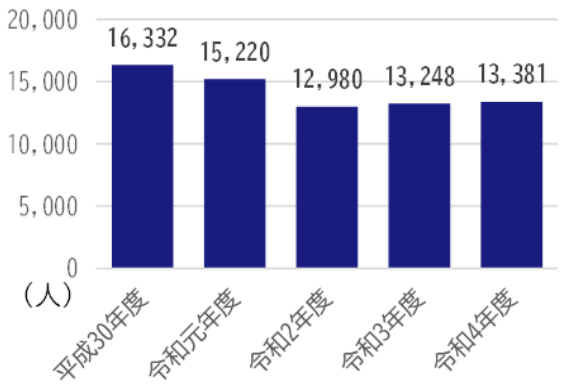

図3-30　北見バス生田原線（旧清里線）の利用状況

図3-31～図3-32（略）

旧（修正前）

運行事業者	路線名	起点	主な経由地	終点	運行ダイヤ 運行本数（便）		始発	終発	最短所要時間
北紋バス	遠軽線	遠軽バスターミナル	湧別	紋別バスターミナル	往	5	6:50	21:21	1:25
		紋別バスターミナル	湧別	遠軽バスターミナル	復	5	6:35	19:35	1:25
北見バス	紋別線	遠軽バスターミナル	湧別	紋別バスターミナル	往	4	6:50	21:21	1:25
		紋別バスターミナル	湧別	遠軽バスターミナル	復	4	6:35	19:35	1:25
	清里線	遠軽バスターミナル	生田原	キララン清里	往	3	10:45	17:10	0:37
		キララン清里	生田原	遠軽バスターミナル	復	4	7:37	19:57	0:37
	遠軽町内循環線	遠軽バスターミナル	西町先回り	遠軽バスターミナル	往	7	7:40	17:30	0:55
		遠軽バスターミナル	学田先回り	遠軽バスターミナル	復	3	8:03	11:30	0:55
	湧別線	遠軽バスターミナル	中湧別市街	湧別	往	11	6:25	20:00	0:35
		湧別	中湧別市街	遠軽バスターミナル	復	12	7:10	20:53	0:37

図3-28～図3-29（略）

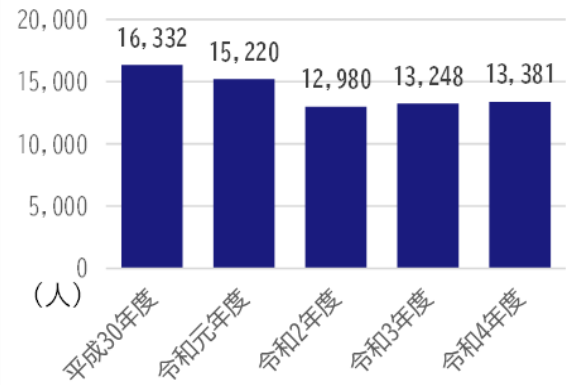

図3-30　北見バス清里線の利用状況

図3-31～図3-32（略）

該当	新（修正後）	旧（修正前）
P33	 図3-33　路線バスの路線網	 図3-33　路線バスの路線網

該当	新（修正後）	旧（修正前）

P34

５）各町が独自で運行するモビリティ

■遠軽町

表3-6　遠軽町独自のモビリティの運行状況

路線名	起点	主な経由地	終点	運行ダイヤ				最短所要時間
				運行本数（便）		始発	終発	
遠軽丸瀬布線	遠軽(役場前)	瀬戸瀬	丸瀬布駅前	往	4	8:11	15:21	0:52
	旭川駅前	瀬戸瀬	遠軽(役場前)	復	4	9:15	16:25	0:34
社名淵線(月・水曜日運行)	遠軽(役場前)	社名淵	千代田	往	3	10:00	16:00	0:23
	千代田	社名淵	遠軽(役場前)	復	3	10:50	16:50	0:25
瀬戸瀬温泉線(火・木・金曜日運行)	遠軽(役場前)	瀬戸瀬	瀬戸線温泉	往	3	10:00	16:00	0:40
	瀬戸瀬温泉線	瀬戸瀬	遠軽(役場前)	復	3	10:50	16:50	0:41
丸瀬布上武利線	丸瀬布駅前	いこいの森	マウレ山荘	往	3	7:15	15:30	0:20
	マウレ山荘	いこいの森	丸瀬布駅前	復	3	7:40	15:55	0:20
白滝丸瀬布間福祉バス	ほのぼの	白滝駅前	丸瀬布厚生クリニック	往	2	8:00	13:30	0:30
	丸瀬布厚生クリニック	白滝駅前	ほのぼの	復	2	11:10	14:05	0:30

図3-34～図3-38（略）

P36 ■湧別町（略）

P38 ■佐呂間町（略）

６）～７）略

（２）～（３）（略）

P48 ４．地域の移動ニーズ等の整理

（略）

P61 ５．地域概況等から導き出される地域公共交通課題

（略）

P63 ６．基本方針及び目標

６－１　基本方針～６－３（略）

（略）

６－２　基本方針の実現に向けた目標

（略）

６－３　目標にひもづく施策

（略）

５）各町が独自で運行するモビリティ

■遠軽町

表3-6　遠軽町独自のモビリティの運行状況

路線名	起点	主な経由地	終点	運行ダイヤ				最短所要時間
				運行本数（便）		始発	終発	
遠軽丸瀬布線	遠軽(役場前)	瀬戸瀬	丸瀬布駅前	往	4	8:11	15:21	0:50
	旭川駅前	瀬戸瀬	遠軽(役場前)	復	4	9:10	16:20	0:32
社名淵線	遠軽(役場前)	社名淵	千代田	往	3	7:00	17:30	0:33
	千代田	社名淵	遠軽(役場前)	復	3	7:35	18:10	0:23
瀬戸瀬温泉線	遠軽(役場前)	瀬戸瀬	瀬戸線温泉	往	3	8:20	15:00	0:40
	瀬戸瀬温泉線	瀬戸瀬	遠軽(役場前)	復	3	9:10	15:50	0:40
丸瀬布上武利線	丸瀬布駅前	いこいの森	マウレ山荘	往	3	7:15	16:00	0:20
	マウレ山荘	いこいの森	丸瀬布駅前	復	3	7:40	16:25	0:20
白滝丸瀬布間福祉バス	ほのぼの	白滝駅前	丸瀬布厚生クリニック	往	2	8:00	13:30	0:30
	丸瀬布厚生クリニック	白滝駅前	ほのぼの	復	2	11:10	14:05	0:30

図3-34～図3-38（略）

■湧別町（略）

■佐呂間町（略）

６）～７）略

（２）～（３）（略）

４．地域の移動ニーズ等の整理

（略）

５．地域概況等から導き出される地域公共交通課題

（略）

６．基本方針及び目標

６－１　基本方針～６－３（略）

（略）

６－２　基本方針の実現に向けた目標

（略）

６－３　目標にひもづく施策

（略）

該当	新（修正後）	旧（修正前）
P65	６－４　将来像 （１）遠軽地区内の公共交通網のあり方 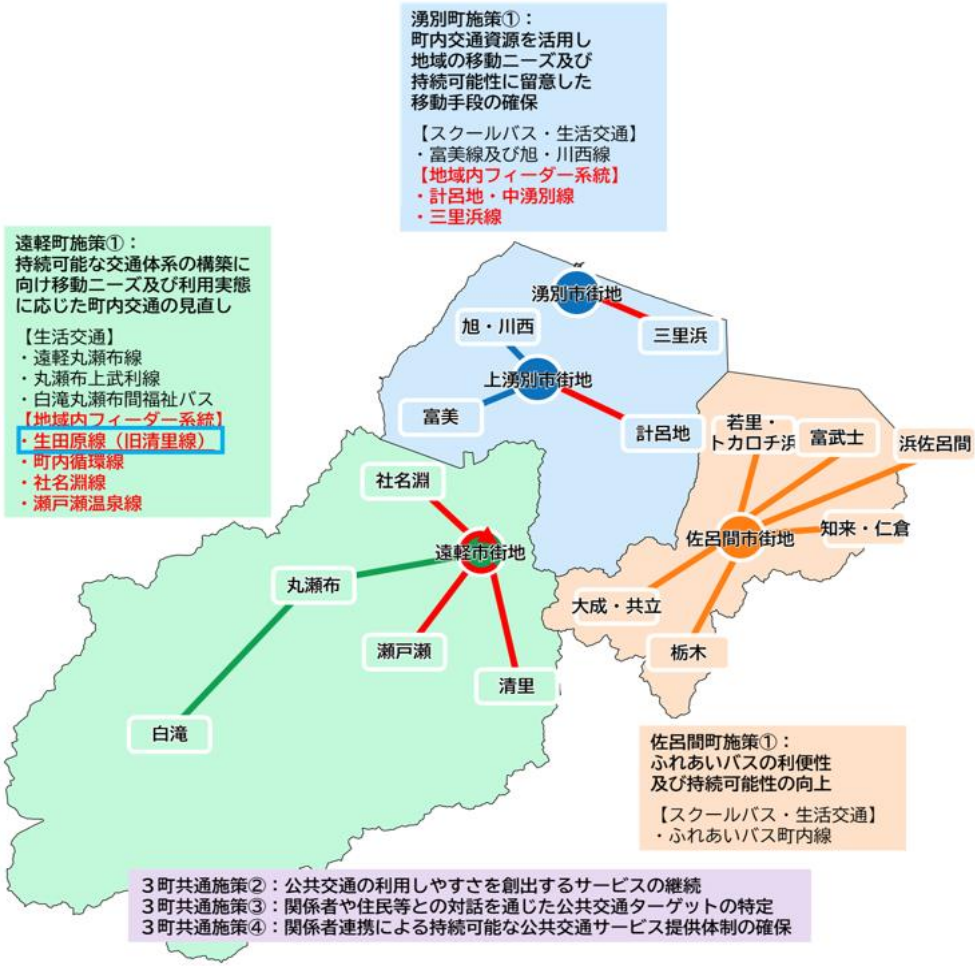 図6-1　遠軽地区内の公共交通網のあり方	６－４　将来像 （１）遠軽地区内の公共交通網のあり方 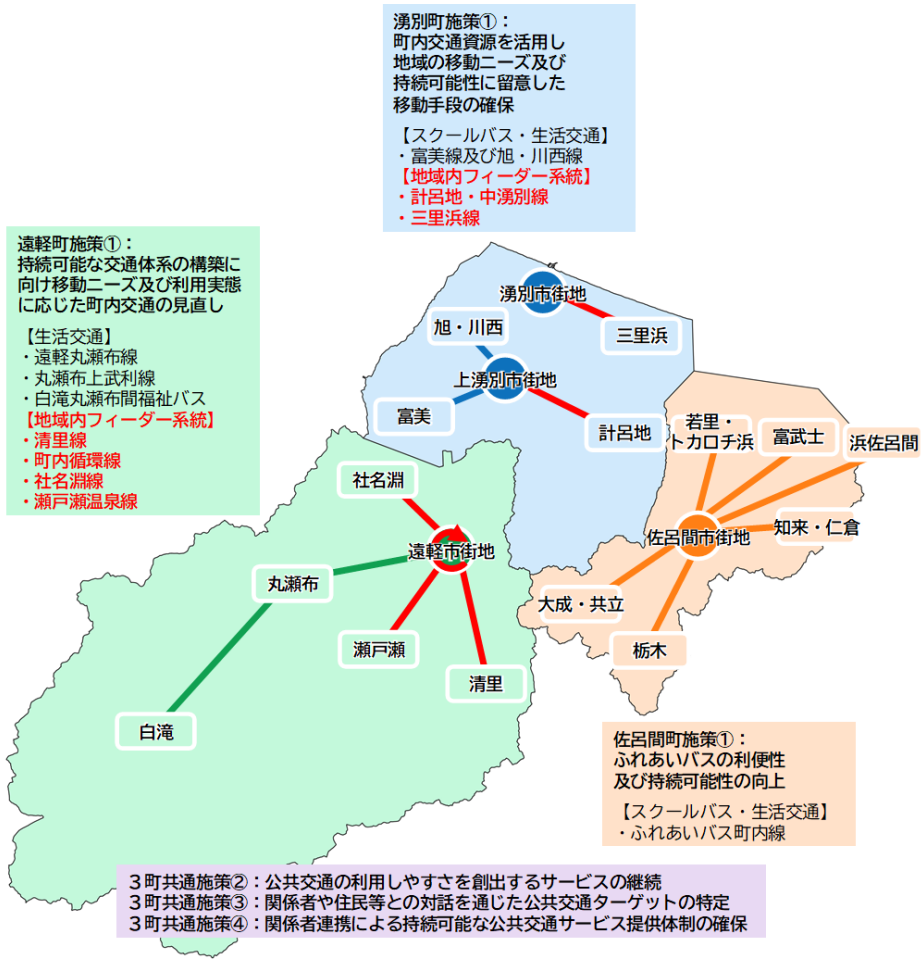 図6-1　遠軽地区の広域的な公共交通網のあり方

該当	新（修正後）	旧（修正前）
P66	（２）遠軽地区の広域的な公共交通網のあり方	（２）遠軽地区の広域的な公共交通網のあり方

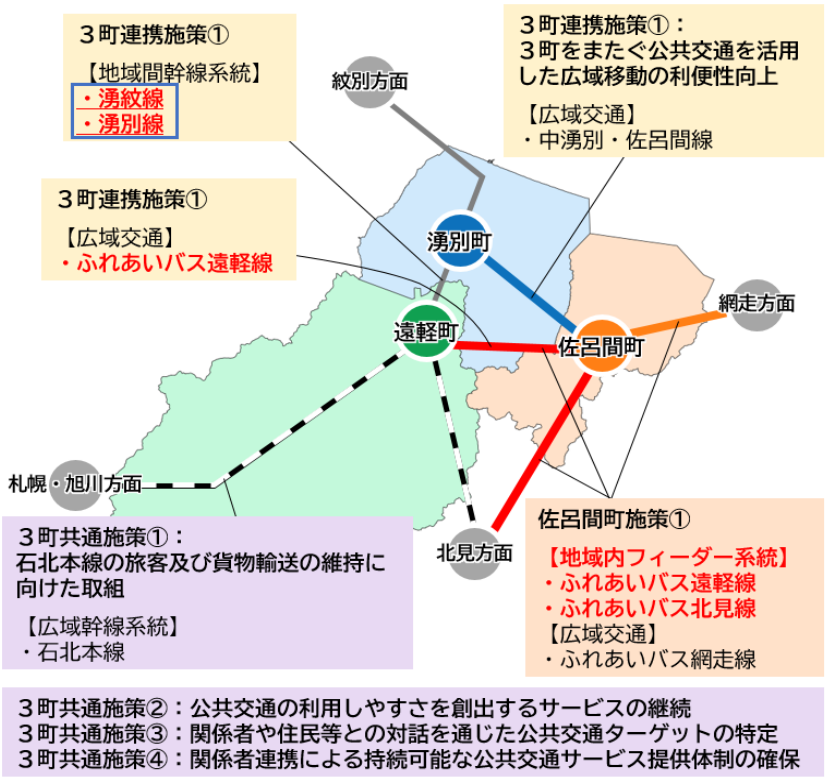

図6-2　遠軽地区の広域的な公共交通網のあり方

（３）補助系統の位置付け

表6-1　補助系統の位置付け

実施主体	路線・系統名等	起点	経由地	終点	道路運送法の事業許可区分	運行態様	補助事業の活用
北見バス	生田原線（旧清里線）	遠軽バスターミナル	生田原	プライムいくたはら	４条乗合	路線定期運行	利用実態に合わせた再編を実施し効率化を図り持続可能な運行を目指す
北見バス	町内循環線	遠軽バスターミナル	西町ルート 北ルート 東町・南町ルート	遠軽バスターミナル	４条乗合	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
遠軽町	社名淵線	遠軽（役場前）	社名淵	千代田	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
遠軽町	瀬戸瀬温泉線	遠軽（役場前）	瀬戸瀬	瀬戸瀬温泉	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
湧別町	計呂地・中湧別線	中湧別TOM	芭露	19号線	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
湧別町	三里浜線	湧別	アサリ浜	竜宮台	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
佐呂間町	ふれあいバス町外線遠軽線	佐呂間バスターミナル	若佐	遠軽厚生病院	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
佐呂間町	ふれあいバス町外線北見線	佐呂間バスターミナル	若佐	北見赤十字病院	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
佐呂間町	ふれあいバス町外線網走線	佐呂間バスターミナル	浜佐呂間	網走向陽ヶ丘病院	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す

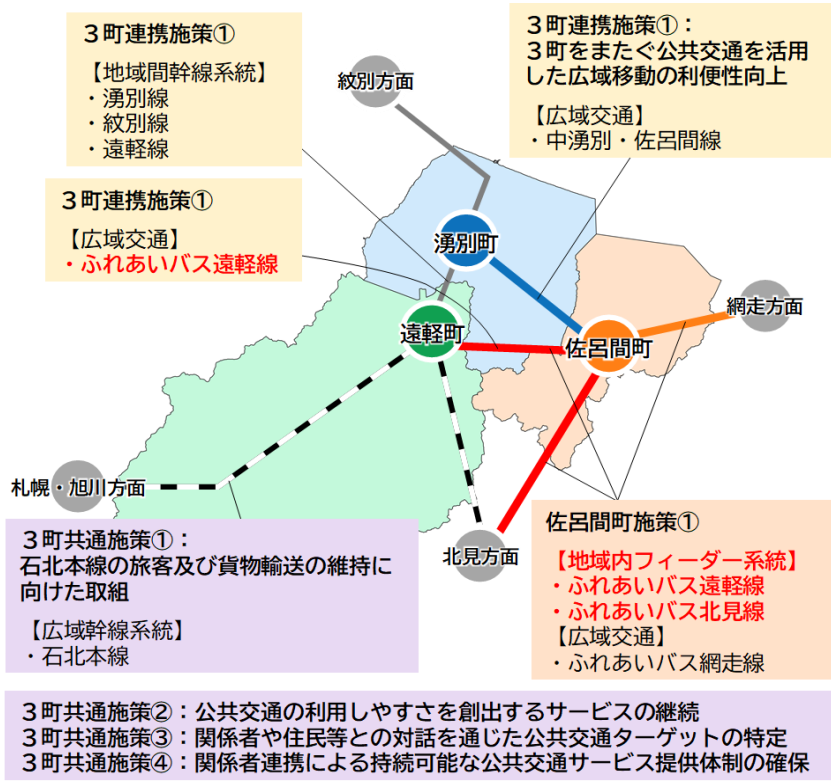

図6-2　遠軽地区の広域的な公共交通網のあり方

（３）補助系統の位置付け

表6-1　補助系統の位置付け

実施主体	路線・系統名等	起点	経由地	終点	道路運送法の事業許可区分	運行態様	補助事業の活用
北見バス	清里線	遠軽バスターミナル	生田原	遠軽バスターミナル	４条乗合	路線定期運行	利用実態に合わせた再編を実施し効率化を図り持続可能な運行を目指す
北見バス	町内循環線	遠軽バスターミナル	西町先回り 学田先回り	遠軽バスターミナル	４条乗合	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
遠軽町	社名淵線	遠軽（役場前）	社名淵	千代田	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
遠軽町	瀬戸瀬温泉線	遠軽（役場前）	瀬戸瀬	瀬戸瀬温泉	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
湧別町	計呂地・中湧別線	中湧別TOM	芭露	19号線	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
湧別町	三里浜線	湧別	アサリ浜	竜宮台	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
佐呂間町	ふれあいバス町外線遠軽線	佐呂間バスターミナル	若佐	遠軽厚生病院	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す
佐呂間町	ふれあいバス町外線北見線	佐呂間バスターミナル	若佐	北見赤十字病院	79条自家用有償運送	路線定期運行	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用して持続可能な運行を目指す

該当	新（修正後）	旧（修正前）

新（修正後）

P67 （４）補助系統路線の役割及び維持・確保方針等

表6-2　補助系統の位置付け（１／２）

実施主体	路線・系統名等	役割及び維持・確保方針等
北見バス	生田原線(旧清里線)	【路線の持つ役割】 ・生田原地区と遠軽市街地を結ぶ町内交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため ・遠軽市街地から路線バス等に接続し広域的な移動を確保する重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用実態に合わせた再編を実施し効率化を図るとともに、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用して持続可能な運行を目指す(再編は令和6年度以降を想定)
北見バス	町内循環線	（略）
遠軽町	社名淵線	（略）
遠軽町	瀬戸瀬温泉線	（略）

表6-3（略）

P69 ７．目標達成に向けた施策

（１）目標Ⅰを達成するための施策

１）遠軽町

施策名	
施策概要	（略）
実施イメージ	・町内循環線は、遠軽市街地内における交通結節点及び各種施設を結ぶ移動手段としての役割を担っていますが、現行路線の長大化、遠軽町芸術文化交流プラザの整備など人の流れの変化に応じたルート設定など運行内容の一部見直しが必要となってきているため、利用実態や移動ニーズに即した見直しを実施しながら、今後も運行維持に努める必要があります。 ・社名淵線、遠軽丸瀬布線、丸瀬布上武利線、瀬戸瀬温泉線及び生田原線(旧清里線)の5路線は、 利用者数が減少傾向にあり、現行の運行体制と移動ニーズのミスマッチが生じているため、郊外部から市街地までの移動手段の役割を確保しながら、必要に応じて運行内容の見直しを行い、今後も運行維持に努める必要があります。 ・これらを踏まえ、持続可能な遠軽町地域公共交通網を形成するために、路線単独ではなく町内完結路線全体の再編内容を検討・実施します。 ・なお、持続可能な地域公共交通網の形成に向けては一般財源の確保のほか、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用も検討します。 ※各路線の見直し方向性等は別紙参照 図 7-1（略）
実施主体	（略）

実施スケジュール	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）
町内交通の再編	町内循環線、社名淵線、瀬戸瀬温泉線及び生田原線(旧清里線)の再編	（略）			
持続可能な交通の運行	フィーダー補助活用(町内循環線、社名淵線、瀬戸瀬温泉線及び生田原線(旧清里線)を想定)	（略）			

旧（修正前）

（４）補助系統路線の役割及び維持・確保方針等

表6-2　補助系統の位置付け（１／２）

実施主体	路線・系統名等	役割及び維持・確保方針等
北見バス	清里線	【路線の持つ役割】 ・清里地区と遠軽市街地を結ぶ町内交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため ・遠軽市街地から路線バス等に接続し広域的な移動を確保する重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用実態に合わせた再編を実施し効率化を図るとともに、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用して持続可能な運行を目指す(再編は令和6年度以降を想定)
北見バス	町内循環線	（略）
遠軽町	社名淵線	（略）
遠軽町	瀬戸瀬温泉線	（略）

表6-3（略）

７．目標達成に向けた施策

（１）目標Ⅰを達成するための施策

１）遠軽町

施策名	
施策概要	（略）
実施イメージ	・町内循環線は、遠軽市街地内における交通結節点及び各種施設を結ぶ移動手段としての役割を担っていますが、現行路線の長大化、遠軽町芸術文化交流プラザの整備など人の流れの変化に応じたルート設定など運行内容の一部見直しが必要となってきているため、利用実態や移動ニーズに即した見直しを実施しながら、今後も運行維持に努める必要があります。 ・社名淵線、遠軽丸瀬布線、丸瀬布上武利線、瀬戸瀬温泉線及び清里線の5路線は、 利用者数が減少傾向にあり、現行の運行体制と移動ニーズのミスマッチが生じているため、郊外部から市街地までの移動手段の役割を確保しながら、必要に応じて運行内容の見直しを行い、今後も運行維持に努める必要があります。 ・これらを踏まえ、持続可能な遠軽町地域公共交通網を形成するために、路線単独ではなく町内完結路線全体の再編内容を検討・実施します。 ・なお、持続可能な地域公共交通網の形成に向けては一般財源の確保のほか、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用も検討します。 ※各路線の見直し方向性等は別紙参照 図 7-1（略）
実施主体	（略）

実施スケジュール	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）
町内交通の再編	町内循環線、社名淵線、瀬戸瀬温泉線及び清里線の再編	（略）			
持続可能な交通の運行	フィーダー補助活用(町内循環線、社名淵線、瀬戸瀬温泉線及び清里線を想定)	（略）			

該当	新（修正後）	旧（修正前）
P77	2）～3）（略） （２）～（４）（略） ８．計画の進捗管理及び管理体制 （略）	2）～3）（略） （２）～（４）（略） ８．計画の進捗管理及び管理体制 （略）

別　紙（資料２）

令和７年６月１９日

（名称）遠軽地区地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
遠軽地区は北海道オホーツク管内の中央部に位置し、遠軽町・湧別町及び佐呂間町の３町で構成されている。 本地区は人口減少・少子高齢化が進み、自家用車での移動が中心の生活となっているため、地域公共交通の確保維持に向けた利用者の確保に苦戦が続いており、地域公共交通を担う事業者においても、乗客減少による収益の悪化や乗務員不足が顕著になるなど、取り巻く状況は年々悪化の一途をたどっている。 これまでは各町において、地域公共交通に対し施策等の推進を進めていたが、財政負担の増加も今後見込まれることから、より効率的かつ利便性の高い広域的な公共交通網の構築を行うため、既に消防・ごみ処理等の広域連携が進められ、経済面や生活面における関わりが強く、生活圏を共にする３町が連携し、より効率的に地域住民や来訪者にとって利便性の高い地域公共交通網を維持・確保するとともに、各町の地域公共交通の方向性を定めることを目的に、令和５年６月に協議会を立ち上げ、令和６年４月に遠軽地区地域公共交通計画を策定した。 遠軽地区の生活交通ネットワークを確保するためには、町営路線バス、民間路線バス、ふれあいバス（コミュニティバス）、タクシー、鉄道など、それぞれが持つ運行特性や役割に基づき、相互に補完しあうことが必要であり、特に地域間幹線系統となる湧別線・遠軽線（R7.10.1より湧紋線）に接続する地域内フィーダー系統路線については、地域内生活交通のうち、公共交通空白地域の解消を担う支線路線を運行する役割であることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、安定的に確保維持していくことが必要である。

別　紙（資料２）

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

【遠軽町】
①生田原線（旧清里線）
　年間の１日あたり乗車人数　４０人／日、年間収支率１７．０％以上
　　令和６年度実績：３５人／日、年間収支率１２．６％
②町内循環線
　年間の１日あたり乗車人数　９０人／日、年間収支率２５．０％以上
　　令和６年度実績：８２人／日、年間収支率２２．０％
③社名淵線
　年間の１日あたり乗車人数　　６人／日、年間収支率　２．０％以上
　　令和６年度実績：　１人／日、年間収支率　０．７％
④瀬戸瀬温泉線
　年間の１日あたり乗車人数　１０人／日、年間収支率　６．０％以上
　　令和６年度実績：　８人／日、年間収支率　２．９％
【湧別町】
①計呂地・中湧別線
　年間の１日あたり乗車人数　２８人／日、年間収支率１．１０％以上
　　令和６年度実績：２１人／日、年間収支率１．０６％
②三里浜線
　年間の１日あたり乗車人数　３６人／日、年間収支率０．３０％以上
　　令和６年度実績：２７人／日、年間収支率０．２５％
【佐呂間町】
①ふれあいバス遠軽線
　年間の１日あたり乗車人数　１９人／日、年間収支率　２．７％以上
　　令和６年度実績：１８人／日、年間収支率　１．９％
②ふれあいバス北見線
　年間の１日あたり乗車人数　２３人／日、年間収支率　２．７％以上
　　令和６年度実績：２２人／日、年間収支率　２．４％

（遠軽地区地域公共交通計画 P77 参照）

（２）事業の効果

地域内フィーダー系統路線を維持することにより、本地区において地域センター病院となる遠軽厚生病院や遠軽駅への移動手段が確保され、地域間の交流及び福祉の増進が図られ、各町民の生活の質が向上する。また、３町において地域公共交通に係る現状と課題を共有し、持続的な地域公共交通施策を進めることにより、交通事業者の効率化や行政負担の軽減による住民サービスの向上が期待され、安心して住み続けられる地域づくりに寄与する。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・住民ニーズ及び利用実態に応じた便数や運行ダイヤの見直し（遠軽町・湧別町・佐呂間町・事業者）（遠軽地区地域公共交通計画 P69～71 参照）
・ふれあいバスを活用した広域移動の利便性向上（遠軽町・湧別町・佐呂間町・事業者）（遠軽地区地域公共交通計画 P72 参照）
・公共交通に係る情報提供及び運賃助成等の継続（遠軽町・湧別町・佐呂間町）（遠軽地区地域公共交通計画 P74 参照）

別　紙（資料２）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１のとおり
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行に係る費用総額 143,354 千円のうち、３町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 佐呂間町ふれあいバス北見線については、当該運行系統は北見市内を片クローズにしており、北見市民の利用は想定になく、かつ北見市の経費負担はないため、北見市地域公共交通網形成計画に位置づけが無く、北見市は遠軽地区地域公共交通活性化協議会に構成員として参画していない。
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・住民ヒアリングを実施
７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５のとおり
11．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
佐呂間町ふれあいバス（町外線）は平成 22 年 10 月に運行開始し、月曜日、水曜日、金曜日に遠軽町、火曜日、木曜日には北見市へ運行している。現在使用している車両は平成 23 年 8 月に購入したもので、購入してから 12 年が経過し、走行距離が 70 万キロを超え修理する頻度も増加しており、安全運行を確保し、既存の路線を維持して運行するために、老朽化した車両の早急な更新を行う必要がある。

別　紙（資料２）

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
ふれあいバス遠軽線 年間の１日あたり乗車人数　１９人／日、年間収支率２．７％以上 ふれあいバス北見線 年間の１日あたり乗車人数　２３人／日、年間収支率２．７％以上
（２）事業の効果
新車両を購入することで、故障機会が減少し、安全性の向上に期待できる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
車両総額 13,044 千円のうち、国庫補助金を差し引いた差額分を佐呂間町が負担する。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし ② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和５年６月１２日（R5 年度第１回） 協議会設立、事業内容及び令和５年度歳入歳出予算（案）について協議のうえ同意を得られた。 ・令和５年９月２９日（R5 年度第 2 回） 監査員の指名、遠軽地区地域公共交通計画の方向性（案）について同意を得られた。 ・令和５年１２月２２日（R5 年度第 3 回） 遠軽地区地域公共交通計画（案）について同意を得られた。 ・令和６年３月２６日（R5 年度第 4 回） パブリックコメント実施後の遠軽地区地域公共交通計画（案）について同意を得られた。 **遠軽地区地域公共交通計画策定（令和６年４月）** ・令和６年５月２２日（R6 年度第１回） 令和５年度決算報告・令和６年度歳入歳出予算（案）及び令和７年度地域内フィーダー系統補助に係る地域公共交通計画認定申請について ・令和７年２月１３日（R6 年度 2 回目） 遠軽地区地域公共交通計画の進捗状況を報告するとともに、佐呂間町ふれあいバス車両更新について同意を得られた。 ・令和７年６月２日（R7 年度第１回目） 令和６年度決算報告・令和７年度歳入歳出予算（案）、令和８事業年度地域公共交通計画認定申請について及び北海道オホーツク地域等公共交通利便増進実施計画【遠軽町・湧別町・紋別市方面】（案）について
19. 利用者等の意見の反映状況
遠軽地区地域公共交通活性化協議会の構成員には、地域住民・利用者の代表として３町の自治会連合会から各１名、遠軽高等学校ＰＴＡから１名、ＰＴＡ連合会から２名が参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）北海道紋別郡遠軽町１条通北３丁目１番地１
（所　属）遠軽地区地域公共交通活性化協議会
（事務局：遠軽町役場総務部企画課）
（氏　名）　主幹　林　幸司　主任　刈田　大貴
（電　話）　0158-42-4818
（e-mail）　kikaku@engaru.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地営業区域	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
遠軽町	北海道北見バス株式会社	(1) 生田原線	遠軽	安国	プライムいくたはら	往 19.7km 復 19.9km	364 日	1,088.0 回			路線定期運行	①	遠軽バスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧別線と接続	③
		(2) 町内循環線（西町ルート）	遠軽	西町40号	遠軽	（循環） 5.5km	364 日	1,820.0 回			路線定期運行	①	遠軽バスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧別線と接続	③
		(3) 町内循環線（東町・南町ルート）	遠軽	遠軽寿町	遠軽	（循環） 9.9km	364 日	3,632.0 回			路線定期運行	①	遠軽バスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧別線と接続	③
		(4) 町内循環線（北ルート）	遠軽	学田第1公園	遠軽	（循環） 7.6km	364 日	3,508.0 回			路線定期運行	①	遠軽バスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧別線と接続	③
	遠軽町	(5) 社名淵線	遠軽（役場前）	留岡・社名淵	千代田	往 13.4km 復 13.9km	91 日	273.0 回			路線定期運行	①	遠軽バスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧別線と接続	③
		(6) 瀬戸瀬温泉線	遠軽（役場前）	西町・瀬戸瀬	瀬戸瀬温泉	往 20.4km 復 20.7km	150 日	450.0 回			路線定期運行	①	遠軽バスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧別線と接続	③
湧別町	湧別町	(7) 計呂地・中湧別線	さざ波（湧別）	芭露	19号線	往 30.4km 復 30.4km	361 日	1,866.5 回			路線定期運行	①	中湧別TOMバスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧紋線ほかと接続	③
		(8) 三里浜線	湧別	アサリ浜	竜宮台	往 15.7km 復 15.7km	361 日	1,083.0 回			路線定期運行	①	湧別バスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧別線と接続	③
佐呂間町	佐呂間町	(9) ふれあいバス遠軽線	佐呂間バスターミナル	若佐	遠軽厚生病院	往 34.1km 復 34.1km	142 日	426.0 回			路線定期運行	①	遠軽バスターミナルで補助対象地域間幹線系統バス湧別線と接続	③
		(10) ふれあいバス北見線	佐呂間バスターミナル	若佐	北見日赤病院	往 40.4km 復 40.4km	99 日	297.0 回			路線定期運行	②（1）	北見駅で広域広域幹線系統である石北本線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。